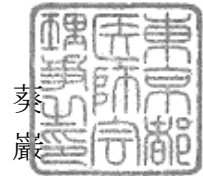


東都医保発第 1597 号
(地区第 941 号)
令和 2 年 8 月 25 日

地区医師会担当理事 殿

公益社団法人
東京都医師会
理事 魚住
黒瀬



新型コロナウイルスの PCR 検査（唾液）集合契約締結時の確認事項について

平素は本会会務にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

唾液を用いた PCR 検査を行政検査として実施するための集合契約において、検査・算定が実施可能になる時期を「東京都が確認を取った時」から、「取りまとめ機関である地区医師会等が確認を取った時」に変更したことについては、令和 2 年 8 月 19 日付東都医保発第 1551 号（地区第 928 号）「新型コロナウイルスの PCR 検査（唾液）等の保険適用に伴う行政検査の集合契約方法の変更について」にてお知らせしたところです。

その後、地区医師会から申請書等の確認事項について問い合わせが多数ありましたので、医療機関図面等について別紙の通り取り纏めました。

つきましては、貴会におかれましてもこのことについてご承知おきいただきますとともに、引き続き集合契約による行政検査へのご協力をお願い申し上げます。



(公社) 東京都医師会 事業部 医療保険課
TEL : 03-3294-8838 (直) FAX : 03-3292-7097
E-mail : syaho@tokyo.med.or.jp

申請書等についての確認事項

1 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて

- ① 所在地、開設者名の記載、押印の漏れがないか？
- ② 申請書作成者の記載漏れはないか？

2 連絡方法等調査票

- ① 各項目の記載漏れがないか？
 - ・連絡先には複数の連絡先を記載することになりますが、医療機関によっては電話番号が1つしかない場合があります。この場合は、電話 2 や夜間などの記載は同様の電話番号でも構いません。

3 医療機関図面

- ① 診療予定場所、患者動線をマーカー等で示しているか？また、示されたマーカーは他の患者と接触しない動線等となっているか？
 - ・マーカーで示された動線のうち、他の患者が利用する場所がある場合、どのように他の患者と交わらないかを確認する事が必要となります。
 - ・東京都医師会では、2 次救急医療機関から申請があった図面等で、確認が必要と判断し、医療機関へ問合せした結果等について、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の確認について」(別紙1 参照)を添付する形で東京都に報告しています。参考としてください。
 - ・なお、動線等の確認しなければならない事例を別紙2にまとめましたので参考としてください。
- ② 他の患者との接触を避けるために検査実施日、実施時間を指定する場合、図面の余白に明記されているか？
 - ・出来れば一般患者の診察時間も併記すると、他の患者との接触を避けていることが明確になります。
- ③ 外来診療は行わず、訪問診療のみを行う場合は図面を作成することができませんので、図面の代わりに、患者に赴いて唾液を用いたPCR検査の手順書を作成して添付してください。
 - ・手順書の参考例を別紙 2 にまとめてありますので、参考としてください。

4 「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」資料のチェックリスト

- ① チェックリスト項目が全て○となっているか？(二重に○をつける形になります。)
- ② 必要書類項目の「書類の有無」欄が全て「有」に○がついているか？
- ③ 医療機関担当者の項目はすべて記載されているか？

5 委任状

- ① 代理人欄は該当地区医師会となっているか？
- ② 委任者の欄はすべて記載、押印されているか？

6 その他

複数のテナントがあるビル内の診療所において、集合契約を締結する場合は、「オーナーの許可」、「他のテナントへの周知」、「共有部分の感染防止(消毒等)」等、申請には必要ありませんが、後のトラブルの要因となる可能性がありますので、確認するほうが望ましいと思います。

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の確認について

唾液を用いたPCR検査のみ実施する医療機関からの申請書類において、確認した事項を報告いたします。

1 医療機関名

2 確認事項

問 1

回答：

令和 2年 月 日

確認者

〇〇〇医師会

(役 職) (氏 名)

医療機関図面について確認しなければならない事例

事例 1(図面①)

質問「待合室の近くを通過する。」

回答「PCR検査を行う患者が来院した時は、衝立等により他の患者が動線に入らないようにしている。」

事例 2(図面②)

質問「動線上に自動販売機など他の患者が利用する。」

回答「PCR検査を行う患者が来院した時は、衝立等により他の患者が動線に入らないようにしている。」

事例 3(図面③)

質問「検体採取場所(廊下など)他の部屋の出入り口がある。」

回答「PCR検査を行う患者が来院した時は、動線上に出入り口がある部屋は使用しない。」

事例 4(図面 なし)

質問「検体採取場所が階をまたがってしまい、エレベーターを使用しなければならない。エレベーターは一般の患者も使用することになるが、どの様に動線を「分けているのか？」

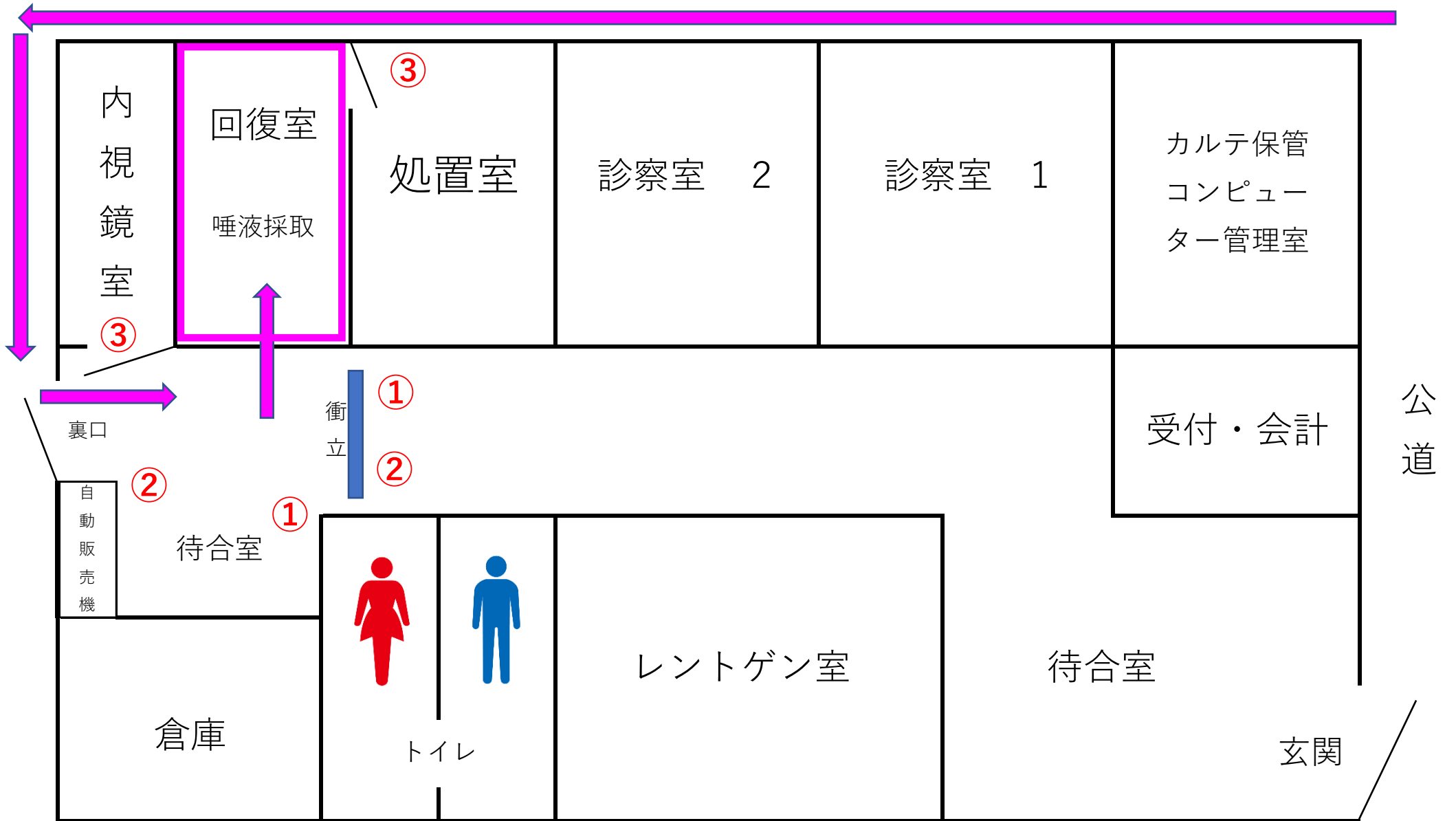
回答「PCR検査を行う患者は事前に予約しており、来院時には看護師等職員が患者につき添って移動するため、他の患者との接触は起きない。」

訪問診療手順書参考例

- 1 患家の入室前に新しい手袋、マスクを着用する。
- 2 唾液を採取する容器は患者に直接手渡さず、テーブル等に置き患者自ら採取を行う。
- 3 採取された唾液容器を回収する場合は、新しい手袋、マスクに変えて回収し、蓋を閉じた後、必ず容器の周りを消毒し、所定の収容容器に格納する。
- 4 患家から帰途に就く場合は、必ず触れた可能性がある場所を消毒する。
- 5 患家から出た時点で速やかに、手袋、マスクを脱着し、患者ごとのごみ袋に入れ、完全密封し院内へ持ち帰り感染性の廃棄物として処理する。

※ 例題はあくまでも東京都医師会で把握しているものです。図面や手順については医療機関ごとに内容や対応が異なります。申請された内容等に疑問や質問が生じた場合は、東京都医師会医療保険課(03-3294-8821)までご相談ください。

公 道



※ 通常の診療

【月、火、水、金】 9:00~12:00、13:00~17:00

【土】 9:00~12:00

コロナ疑い患者の診療

【月、火、水、金】 18:00~19:00

【土】 13:00~14:00